

## 新型コロナウイルス感染症への対応について(第92報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 市長メッセージ **別紙1**のとおり
- (2) 市内公共施設の利用制限の一部緩和について **別紙2**のとおり  
(地域創生部市民協働室協働推進課他)
- (3) 緊急事態宣言解除後の出勤者削減等の継続について **別紙3**のとおり  
(経営管理部行政管理室人事課)
- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種に関するコールセンターの開設について  
(福祉共生部健康推進室健康増進課) **別紙4**のとおり

## 市長メッセージ

### 緊急事態宣言の解除について

2月26日、兵庫県に発令されている「緊急事態宣言」が、3月1日から解除されることとなりました。緊急事態宣言の発令された1月13日では、三田市が含まれる宝塚健康福祉事務所管内で直近1週間の新規感染者数は82人でしたが、2月26日現在、直近1週間では10人となり、大きく減少しております。この結果は、市民や事業者の皆さまの外出自粛や営業時間の短縮などのご協力、また、医療従事者をはじめさまざまな立場で社会基盤を支えていただいている皆さまのご尽力のおかげであり、深く感謝申し上げます。

これから春の季節を迎え、卒業式や入学式など人との別れや出会いなど、人生においてとても大切な時期であるとともに、気候も陽気となりさまざまなイベントも予定されていることでしょう。例年であれば、人の移動が活発となり、人と交流する機会も増えてきます。新たに変異種の感染拡大も懸念されており、新型コロナウイルス感染者が再び増加傾向とならないように、まだまだ油断をすることなく一人一人が気を引き締めることが大切です。

4月から、65歳以上の高齢者へ新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が開始される見込みです。三田市においても、ワクチン接種の開始に向け体制を整えており、今後も国・県と連携を図りながら安全かつ迅速に対応できるよう着実に準備を進めています。

市民の皆さまには、繰り返しのお願いになりますが、「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」ため、一人一人が「うつらない、うつさない」という強い気持ちを忘れることなく、緩めることなく、責任ある行動を取っていただきますようよろしくお願いいたします。

令和3年2月26日 三田市長 森 哲男

## 市内公共施設の利用制限の一部緩和について

市内公共施設につきましては、兵庫県が緊急事態宣言対象地域から解除され、兵庫県対応方針が変更されたことを踏まえ、3月1日（月）から下記のとおり段階的に利用制限を緩和してまいります。

## 記

## 1 方針

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対応方針を踏まえ、感染症対策を徹底するため、継続して下記のとおり利用制限を行います。

- (1) 市内公共施設については、午後9時で閉館とする。 ※現行は午後8時で閉館
- (2) 屋内施設（体育施設以外）の利用にあつては、利用定員の1/2以内とする。
- (3) 施設内のオープンスペース（無料で利用可能な場所）は、利用停止とする。
- (4) 館内での飲食は禁止とする。（ただし、水分補給は可能とする）

2 実施期間 令和3年3月1日（月）～ 3月7日（日）

※ 3月8日（月）以降につきましては、あらためて市ホームページや施設窓口などでお知らせいたします。

※ 本市や近隣地域でクラスター感染（集団感染）が生じた場合など、感染状況により対応方針の見直しや利用の全面停止を行うなど必要な措置を講じてまいります。

## 3 対象施設

## 【共通の感染予防対策依頼事項】

- ① 発熱、咳などの症状のある人は利用を控える
- ② 手洗い、手指消毒、特別な理由がある場合を除きマスク等の着用、使用備品の消毒
- ③ 密閉・密集・密接状態の回避（換気、利用人数の制限、人と人との距離）
- ④ 利用者の氏名・連絡先等の把握（参加者名簿の作成、保管）
- ⑤ 館内での飲食の禁止（水分補給は可）

## 【市民センター等】

施設名	利用制限の内容（3/1 から 3/7 まで）
<b>【体育施設以外】</b> さんだ・広野・藍・フラワータウン・ウディータウンの各市民センター、有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、総合福祉保健センター、まちづくり協働センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を<u>午後9時</u>とします。</li> <li>・利用定員の1/2以内</li> <li>・オープンスペースの利用停止</li> </ul>

<b>【屋外体育施設】</b> グラウンド（高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を<b>午後9時</b>とします。</li> <li>※ふれあいと創造の里は、平常通り午後5時閉館</li> </ul>
<b>【屋内体育施設】</b> 高平ふるさと交流センター（多目的ホール）、ふれあいと創造の里（三田勤労者体育センター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を<b>午後9時</b>とします。</li> <li>・利用人数50人まで（1/2面利用の場合は25人まで）</li> <li>・更衣室は利用人数を制限</li> <li>※スポーツ以外での利用は、利用人数の制限解除</li> </ul>

### 【社会教育施設・総合文化センター】

施設名	利用制限の内容（3/1から3/7まで）
図書館 （本館、ウッディタウン分館、藍分室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習席、カフェルーム（本館のみ）、閲覧席（全館）の利用停止</li> <li>※平常通り本館、分館は午後8時、分室は午後6時閉館</li> </ul>
心道会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人数30人まで</li> <li>※平常通り午後9時閉館</li> </ul>
野外活動センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時開所を停止し、利用中止とします。</li> </ul>
淡路風車の丘 ガラス工芸館 有馬富士学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人数は、定員の1/2以内</li> <li>※平常通り午後5時閉館</li> </ul>
総合文化センター（郷の音ホール）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を<b>午後9時</b>とします。</li> <li>・オープンスペースの利用停止</li> <li>・利用人数は、定員の1/2以内</li> </ul>

※学習施設（ふるさと学習館・旧九鬼家住宅資料館・三輪明神窯史跡園）は、「共通の感染予防対策依頼事項」の内容でご利用できます。

### 【子育て関連施設】

施設名	利用制限の内容（3/1から3/7まで）
<b>【地域子育て支援拠点】</b> 多世代交流館 駅前子育て交流ひろば 地域子育て支援センター 駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば <b>【児童厚生施設】</b> 池尻児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【共通の感染予防対策依頼事項】のほか、引き続き、子どもが利用する場所は消毒の時間を設けます。</li> <li>・貸室の利用人数は、定員の1/2以内</li> <li>※平常通りの閉館時間とします。</li> </ul>

<p><b>【多世代交流施設】</b> 多世代交流館シニア・ユース ひろば</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースペースは、椅子の位置など距離を確保（1メートル以上）します。</li> <li>・音楽スタジオは1人での使用のみ可</li> </ul> <p>※平常通り午後8時30分閉館</p>
---	--

**【公園等スポーツ施設】**

施設名	利用制限の内容 (3/1 から 3/7 まで)
<p><b>【屋外施設】</b> 城山公園、三田谷公園、中央公園、 学園東公園、駒ヶ谷運動公園、テ クノ公園、小野公園、下青野公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を<b>午後9時</b>とします。(城山公園テニスコート及びアメニススキップースタジアム、駒ヶ谷運動公園多目的グラウンド)</li> <li>・更衣室、シャワー室は利用人数を制限</li> </ul>
<p><b>【屋内施設】</b> アメニス城山体育館、親和学園駒 ヶ谷体育館</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を<b>午後9時</b>とします。</li> <li>・利用人数は、メインアリーナ 1/3 面につき 30 人まで、サブアリーナ 30 人まで</li> <li>・アメニス城山体育館内の多目的室、親和学園駒ヶ谷体育館内のフィットネススタジオの利用人数 15 人まで</li> <li>・親和学園駒ヶ谷体育館内のマシンジムは<b>利用時間の制限および事前予約制を解除し、利用人数 15 人まで</b></li> <li>・更衣室、シャワー室は利用人数を制限</li> <li>・会議室の利用人数は、定員の 1/2 以内</li> </ul>

**4 兵庫県新型コロナ追跡システム・新型コロナウイルス接触確認アプリの活用**

- ・各施設に、「兵庫県新型コロナ追跡システム」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ『COCOA』(厚生労働省)」掲示チラシを設置

**5 その他**

- ・施設利用に関する相談は、各利用施設までお願いします。

<p><b>【市民センター等】</b> 地域創生部市民協働室協働推進課 (担当:足立)直通 559-5039(内線 2470)</p> <p><b>【社会教育施設・総合文化センター】</b> 地域創生部市民協働室文化スポーツ課 (担当:横溝)直通 559-5145(内線 2410)</p> <p><b>【子育て関連施設】</b> 子ども・未来部子ども未来室すくすく子育て課 (担当:横溝)電話 559-5079(内線 2610)</p> <p><b>【公園等スポーツ施設】</b> まちの再生部地域整備室公園みどり課 (担当:青野)直通 559-5110(内線 2840)</p>
---

緊急事態宣言解除後の出勤者削減等の継続について

1 趣旨

緊急事態宣言により新規感染者数等の改善が見られ、兵庫県への緊急事態宣言が2月末で解除されることとなった。しかしながら、引き続き国県から在宅勤務や時差出勤の活用の推進が要請されていることから、本市においても勤務体制の見直しを継続的に行い、人と人との接触を削減することで感染予防に資する。

**【期間】 3月7日（日）まで継続**

**職場内の人の密集・密接を少なくすることを目的に、市役所に出勤している職員を7割削減する。**

2 実施内容

1) 業務について

**【業務の選択と集中】**により、業務の優先順位をつけ、出勤者の抑制を行う。

**【場所と日時の分散】**により、最小限の職員を出勤させ、それ以外は在宅勤務とする。また、在宅勤務による職員減少により、縮小する市役所業務が生じる。

**【業務の選択と集中】** 各部長は、下記により業務を精査し、業務を選択する。

	業務内容	削減率
①最優先業務	新型コロナウイルス感染拡大防止業務	0%
	<u>市民生活に大きく影響するもの（生命や安全に関わるもの、新年度の準備等で緊急性の高いもの、法令で期日の定めがあるもの）のうち、在宅勤務や休日振替勤務では対応できない業務等</u>	
②優先業務	市民生活の維持に必要な業務で、在宅で対応が不可能なもの	70%
③一般業務	市民生活の維持に必要な業務だが、在宅で可能なもの	
④その他の業務	在宅業務では支障があり、延期や中止等の検討が必要なもの	

2) 【場所と日時の分散】の取組み

(1) 在宅勤務について

- ① 各職場において、可能な限り連続して在宅勤務を行う。
- ② 以下の職員は特に優先して、連続して在宅勤務する。（市民病院、消防除く）。
  - ①子育て中の職員、②家族の介護等をしている職員、③妊娠中の職員、④基礎疾患（糖尿病、呼吸器系疾患など）のある職員や透析を受けている職員、⑤公共交通機関を利用する職員
- ③ 国テレワーク及びテレワーク兵庫を積極的に活用すること。国・県ネットワーク登録者以外については、引き続き机上の端末を持ち帰ることにより実施すること。
- ④ 会計年度任用職員も、可能な限り在宅勤務ができるよう工夫をする。
- ⑤ 情報端末を持ち帰らずに在宅勤務するなど柔軟に対応する。

(2) 庁内サテライトオフィスでの勤務について

職場内の人数の分散を図るため、2号庁舎2階の2201会議室をサテライトオフィスとして引き続き活用する。自席のパソコンを持参し、執務すること。

○対象期間：**令和3年3月5日（金）まで継続**

午前9時～午後5時30分（30席/日）

○サテライトオフィスでの勤務は7割削減の対象者とします。

### (3) 時差出勤制度と振替休暇制度の活用について

- ① 令和2年4月9日付事務連絡で通知した「時差出勤」を積極的に活用すること。
- ② 平日の出勤者を分散するため、平日の勤務を土日に振り替え、1日当たりの職場人数の分散に努めること。

### 3) 出勤予定及び実績報告について

実施にあたり、各所属で対象期間中の出勤実績について、引き続き「緊急事態宣言期間出勤予定及び実績表（2月8日以降分）」を作成し、提出すること。

会計年度任用職員についても報告対象とする。

- ・提出期限：実績表…実績は日々入力すること
- ・提出先：共通メニューフォルダ>データ提出用>人事課  
>緊急事態宣言出勤表（2月8日以降分）

### 3 職員の健康管理

- ① 当該期間中、業務を縮小させることから、**20時に完全退庁すること**。原則として、時間外勤務を行わず、定時で退庁し健康管理に努めること。
- ② 職員の健康管理の観点から、年次休暇等有効的に活用すること。また、在宅勤務と半日休、時間休の組み合わせも有効に活用すること。

### 4 例外の措置を設ける職場

- ① 新型コロナウイルス感染症対策業務（対策本部メンバー、危機管理課、健康増進課等）
- ② 幹部職員（対策本部メンバー等）
- ③ 市民病院
- ④ 消防本部

### 5 その他

- ① 新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員の負担を軽減するため、期間中においては、必要に応じて部を超えた応援体制を組み、対応していく。
- ② 出張等については、オンライン会議等を積極的に活用し、特に首都圏や大阪方面など、やむを得ない場合を除き延期又は中止すること。
- ③ 在宅勤務にかかる報告様式やシステム処理等については、従前のおりとする。
- ④ 当該期間中、昼食を自席でとることを可能とします。

経営管理部行政管理室  
人事課（担当：前川）  
直通 559-5037（内線 2340）

## 新型コロナウイルスワクチン接種に関するコールセンターの開設について

三田市では、新型コロナウイルスワクチンの接種に向け、市民の皆さんからの問い合わせに対応する専用コールセンターを下記のとおり開設します。

### 記

- 1 開設日：令和3年3月1日（月）
- 2 電話番号：0570-010-858（通話料は発信者負担となります）
- 3 FAX番号：0570-022-182（通信料は発信者負担となります）  
※ FAXでのお問い合わせの際は、折り返し先の電話番号またはファクス番号を必ず記載してください。
- 4 開設時間：平日 9時～17時30分
- 5 受付内容：① 新型コロナウイルスワクチン接種に関する一般的な情報提供  
② 接種場所や予約方法のご案内など  
※ ワクチン接種の開始時期が決まり次第、コールセンターで市設置会場（集団接種）における予約受付を開始する予定です。
- 6 その他：新型コロナウイルスワクチンに関して厚生労働省もコールセンターを開設しています。

### 【厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター】

電話番号：0120-761-770（フリーダイヤル）

開設時間：9時～21時（土日・祝日も実施）

福祉共生部健康推進室  
健康増進課（多田）  
電話 559-6155